

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)

被控訴人(一審原告) X 1 ほか

控訴人(一審原告) X 5 1 ほか

参加人 関西電力株式会社

一審被告第2準備書面

令和4年1月31日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

一審被告訴訟代理人 熊谷明彦

一審被告指定代理人 石垣智子

鈴木和孝

原啓晋

寺田太郎

田原慎士

竹内友紀子

大平直美

佐々木俊介

川 村 聖
寺 部 敦
布 目 武
田 中 浩 司
澤 口 舜
市 本 芳 宏
坂 手 立
浅 野 優 介
布 村 希 志 子
鶴 園 孝 夫
小 林 勝
柴 田 延 明
泷 田 祐 介
前 澤 い ず み
山 内 萌
坂 上 陽
栗 田 旭
大 城 朝 久

仲 村 淳 一
後 藤 堯 人
藤 田 悟 郎
上 村 香 織
吉 田 匡 志
田 上 雅 彦
小 林 源 裕
小 久 保 舞
村 田 太 一
村 川 正 徳
田 口 達 也
澤 田 智 宏
大 野 佳 史
大 浅 田 薫
井 藤 志 暢

一審被告は、本準備書面において、一審原告らの令和3年6月3日付け控訴答弁書（以下「一審原告ら控訴答弁書」という。）における主張に対して、必要な範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるもののほか、原判決の例により、原判決に定義のないものについては、原審における被告の答弁書及び準備書面の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

1 一審原告らの主張する地震モーメント M_0 の値の上乗せについては、推本レシピにおいて何ら記載されていないこと

(1) 一審原告らの主張

一審原告らは、平成28年12月修正版の推本レシピ（乙第73号証）の巻頭部分に「特に現象のばらつきや不確定性の考慮が必要な場合には、その点に十分留意して計算手法と計算結果を吟味・判断した上で震源断層を設定することが望ましい。」と記載されていることをもって、推本レシピにおいても、経験式が有するばらつきの考慮として地震モーメント M_0 の値の上乗せが求められている旨主張する（一審原告ら控訴答弁書21、22及び29ページ）。

(2) 推本レシピの巻頭部分における前記(1)の記載は、経験式が有するばらつきの考慮として地震モーメント M_0 の値の上乗せやその要否の検討を求めるものではないこと

確かに、平成28年12月修正版の推本レシピ（乙第73号証）の巻頭部分には、一審原告らが指摘する記載がされており、平成29年4月改訂の推本レシピ（乙第87号証）の巻頭部分にも、同一の記載がされている。

しかし、推本レシピの巻頭部分には、「現象のばらつきや不確定性の考慮が必要な場合」に、その点に十分留意して計算手法と計算結果を吟味・判断した上で「震源断層を設定」することが望ましい旨が記載されているにとどまり、「震源断層を設定」するに当たって、経験式によって算出された地震モーメン

ト M_0 の値の上乗せやその要否の検討が求められる旨が記載されているものではない。むしろ、推本レシピの「1. 1 活断層で発生する地震の特性化震源モデル」(乙第73号証1及び2ページ, 乙第87号証2ページ)では、「活断層で発生する地震は、海溝型地震と比較して地震の発生間隔が長いために、最新活動時の地震観測記録が得られていることは稀である。したがって、活断層で発生する地震を想定する場合には、変動地形調査や地表トレンチ調査による過去の活動の痕跡のみから特性化震源モデルを設定しなければならないため、海溝型地震の場合と比較してそのモデルの不確実性が大きくなる傾向にある。このため、そうした不確実性を考慮して、複数の特性化震源モデルを想定することが望ましい。」として、活断層で発生する地震については震源断層モデルに「不確実性」が大きいことを考慮して複数の震源断層モデルを想定することを推奨する旨が記載されている。他方、推本レシピを通覧しても、「経験式が有するばらつき」を考慮して地震モーメント M_0 の値の上乗せやその要否の検討を求める記載は存在しない。

また、推本レシピの策定に携わった地震学や地震工学の専門家も、推本レシピにおいて、経験式が有するばらつきを考慮して地震モーメント M_0 の値の上乗せやその要否の検討が求められているなどとは考えていない。このことは、推本レシピの策定に中心的に携わった入倉氏が、その意見書(乙第270号証)において、「実務では、地震動としての『不確かさ(ばらつき)』をどこで(巨視的断層パラメータの設定あるいは微視的断層パラメータの設定)考慮するかが問題となる。これは設計において、地震動への影響が顕著なパラメータを選択して『不確かさ(ばらつき)』を考慮することが重要であることを示唆している」(同号証3及び4ページ)として、地震動としての「不確かさ(ばらつき)」の考慮については、支配的なパラメータについて不確かさを考慮することが重要である旨述べた上で、「レシピ(引用者注:推本レシピ。以下同じ。)に基づく地震動評価において、 $S-M_0$ の関係式である入倉・三宅式に代入す

る S につき、不確かさを考慮して保守的な設定がなされていれば、相関する M_0 の『ばらつき』を重畳して考慮する必要性も合理性もない」(同号証4ページ)と述べていることや、レシピ解説書(乙第155号証)を作成した釜江氏が、その意見書(乙第271号証)において、「レシピでは経験式から評価される値を真値と考えつつ、予測問題として現象のばらつきや不確定性(不確かさ)を必要に応じ考慮することとしており、経験式の元になった観測値に存在するばらつきに対しては、予測問題では不確かさとして考慮することができると整理できます。」(同号証2ページ)として、推本レシピにおいても、経験式が有するばらつきについては不確かさとして考慮することが求められている旨述べていることからして明らかである。

以上からすると、推本レシピの巻頭部分の上記記載からは、経験式の基になる観測データの散らばりに対する考慮として、経験式によって算出される地震モーメント M_0 の上乗せやその要否の検討を要求する趣旨を読み取ることはできず、むしろ、推本レシピは、基準地震動の策定過程において、保守的な地震動評価を行うに当たって、支配的なパラメータの不確かさを考慮することを求めているというべきである。

したがって、推本レシピにおいても、経験式が有するばらつきの考慮として地震モーメント M_0 の値の上乗せやその要否の検討が求められているとする一審原告らの前記(1)の主張には理由がない。

2 地震モーメント M_0 の値の上乗せではなく、震源断層面積 S の不確かさを考慮する方法は、 S と M_0 の関係を示す観測データのばらつきを考慮する方法として十分な合理性を有すること

(1) 一審原告らの主張

一審原告らは、一審被告が、一審被告控訴理由書第3の5(2)エ(49ないし51ページ)において、「 S の値の不確かさは S と M_0 の関係を示す観測データのばらつきが生ずる一要因である。したがって、 S の値の設定側で不確かさ

を考慮して大きな値を設定しながら、その不確かさを反映して算出した M_0 の値に更に観測データのばらつき分の上乗せも行うことは、少なくとも S の不確かさについて二重に考慮することになり、その点で過剰な上乗せとなり、保守性を実現する上での評価手法としての合理性を欠くものである。」などと主張したことに對し、「入倉・三宅式などの経験式は、地震規模と断層面積だけの関係でとらえ、剛性率や平均すべり量を捨象したもの、ともいえる。しかし実際には地震規模には、この剛性率や平均すべり量も関与している。例えば入倉・三宅式は断層面積から平均値としての地震規模を導く。しかし、剛性率や平均すべり量も関与しているがため、現実の地震の地震規模にはばらつきが生じるのである。つまり、ばらつきは断層面積以外の要因によるものである。(中略)地震規模の上乗せを断層面積の値に置き換えるという方法は、理論的にみても明らかに誤りである。」(一審原告ら控訴答弁書第5の2(1)イ・27及び28ページ)などとして、「ばらつき」には剛性率 μ や平均すべり量 D という震源断層面積 S とは別の要因が関係する以上、「ばらつき」の考慮のために、震源断層面積 S の不確かさ考慮では足りず、別途、地震モーメント M_0 の値の上乗せやその要否の検討を行う必要がある旨主張する。

(2) 一審原告らの主張には理由がないこと

ア この点、確かに、震源断層面積 S と地震モーメント M_0 の関係は、理論上、

$$\text{地震モーメント } M_0 = \text{剛性率 } \mu \times \text{平均すべり量 } D \times \text{震源断層面積 } S$$

と定義され(一審被告控訴理由書第3の5(2)ア・47ページ)、震源断層面積 S の不確かさと共に、一審原告らが指摘する剛性率 μ や平均すべり量 D の不確かさが、震源断層面積 S と地震モーメント M_0 の関係を示す観測データのばらつきに関係していないとはいえない。

しかし、入倉・三宅式の基となった観測データがばらつく原因としては、震源断層面積 S の不確かさによるところが大きく、剛性率 μ の不確かさによるところは大きくないこと、平均すべり量 D の不確かさは、震源断層面積 S

の不確かさに解消されるといえることから、剛性率 μ や平均すべり量 D の不確かさによって生じた「ばらつき」の考慮のために、入倉・三宅式によって算出された地震モーメント M_0 の値の上乗せやその要否の検討を行う必要などないというべきである。

(7) ここに、剛性率 μ については、一般的に地震の震源域（上部地殻）の密度 ρ 及びS波速度 β の値から仮定されるパラメータであり（剛性率 $\mu = \text{密度} \rho \times S \text{波速度} \beta \times S \text{波速度} \beta$ ）、密度 ρ 及びS波速度 β はいずれも震源域の深さ等によって定まるところ、内陸地殻内地震の震源域は地震発生層内の一定の深さに限定されているため、このような内陸地殻内地震ごとの震源域の密度 ρ 及びS波速度 β の値に大差はなく、これらから導かれる剛性率 μ についても大差はない（この点、乙第273号証によれば、防災に関する科学技術の研究を行う文部科学省所管の国立研究開発法人である防災科学技術研究所が公表している「震源断層を特定した地震動予測地図」において、断層パラメータとして震源域の密度 ρ 、S波速度 β 及び剛性率 μ の値について全国共通の値が設定されていることは、地震によって剛性率 μ の値に大差がないことの現れといえる。）。したがって、震源断層面積 S の不確かさとは別に、震源域の密度 ρ 及びS波速度 β から仮定される剛性率 μ の不確かさを考慮する合理性はない。

(i) また、平均すべり量 D については、前記のとおり、 $M_0 = \mu D S$ の関係にあるところ、震源断層面積 S は、震源断層の長さ L と震源断層の幅 W の積であるから、

$$\text{地震モーメント } M_0 = \text{剛性率 } \mu \times \text{平均すべり量 } D \times \text{震源断層の長さ } L \\ \times \text{震源断層の幅 } W$$

となる。ここで、入倉・三宅式の適用範囲である地震モーメント M_0 の地震では、震源断層の幅 W が飽和して一定になるため（乙第155号証47ページ）、 W は一定値となり、地震モーメント M_0 は震源断層の長さ L と

平均すべり量Dにそれぞれ比例することになる。そして、平均すべり量Dは、震源断層面がずれ動いた長さを震源断層面全体で平均したものであるから、 $D = aL$ (aは定数)で表すことができる。そうすると、上記式は、

$$M_0 = \mu \times aL \times L \times W$$

となり、地震モーメント M_0 が震源断層の長さLの2乗に比例することになり、震源断層面積Sは、震源断層の幅Wが一定値である以上、Lに比例することになるから、結局、地震モーメント M_0 は震源断層面積Sの2乗に比例することになる(以上につき、乙第155号証47、48ページ)。そうすると、入倉・三宅式の震源断層面積Sの2乗の値には、上記でaLとされた平均すべり量Dの値も含まれているといえることから、震源断層面積Sの不確かさが考慮されれば平均すべり量Dの不確かさがおのずとこれに含まれることになる。

- (ウ) このように、震源断層面積Sの不確かさとは別に、剛性率 μ や平均すべり量Dの不確かさを考慮する必要はないのであって、剛性率 μ や平均すべり量Dの不確かさによって生じた「ばらつき」の考慮のために、入倉・三宅式によって算出された地震モーメント M_0 の値の上乗せやその要否の検討を行う必要などないというべきである。

この点、川瀬氏も、令和3年5月31日付け意見書(乙第269号証12、13ページ)において、「実際には断層面積Sの評価には、活断層長さや断層深さについて調査精度や調査方法から相当の『不確かさ』があり(例えば震源インバージョンの結果得られている断層面積においても、表1に示した断層面積(Rupture area)の数値は約倍/半分にばらついている)、それは地震モーメント M_0 の評価に伴う変動幅(例えば表1での M_0 の数値がCMT解の1.1倍~1.2倍)よりも大きいと考えられる。従って経験式のもつ『ばらつき』を『不確かさ』として考慮するに際して、断層面積Sを大きめにとった場合を含めて評価するという考え方がよ

り合理的である。」と、震源断層面積 S の不確かさが大きいいため、震源断層面積 S を保守的に設定することが合理的であるとの考え方を示しているところである。

イ 以上から、震源断層面積 S と地震モーメント M_0 の関係を示す観測データのばらつきが生ずる要因は、震源断層面積 S 以外の要因によるものであるとして、「地震規模の上乗せを断層面積の値に置き換えるという方法は、理論的にみても明らかに誤りである。」とする一審原告らの主張には理由がない。

3 2007年新潟県中越沖地震による知見の反映として、参加人が「短周期の地震動レベル1.5倍ケース」に基づく地震動評価を適切に実施していること

(1) 一審原告らの主張

一審原告らは、一審被告が、一審被告控訴理由書第4の5(91ないし93ページ)において、参加人が、本件申請において、「例えば、不確かさケースでは、『不確かさ』の考慮として短周期の地震動レベルを1.5倍した場合の地震動評価が行われているが、これは、アスペリティの応力降下量 $\Delta\sigma_a$ を1.5倍(結果として、これに比例する短周期レベル A の値も1.5倍)するのと同様である」と主張したことに対し、「控訴人(一審被告)は、『短周期の地震動レベル』と『短周期レベル A 』をわざと混同し、あたかも『短周期レベル A 』が1.5倍されたかのように見せかけている。しかし、まず第1に、この2つは概念が異なり、(中略)同一視することはできない。第2に参加人の断層パラメータ表は、基本ケースと『短周期の地震動1.5倍ケース』で共通で、地震モーメント M_0 や短周期レベル A の値は両者で同じになっており、けっして1.5倍などにはなっていない(中略)。第3に、参加人が2014年9月5日審査会合に提出した参考資料③『『短周期の地震動レベル1.5倍ケース』の計算方法(乙244・88頁以下)によれば、短周期の地震動レベル1.5倍は、地震モーメントは変えずに他の手法(応力降下量の増)によって実現している。控訴人(一審被告)は、参加人が『短周期の地震動レベル』を1.5

倍するのとアスペリティの応力降下量 $\Delta\sigma_a$ 及び短周期レベルAを1.5倍するのと同じ効果となる地震動の計算を行ったとするが、参加人は短周期レベルA及びアスペリティの応力降下量 $\Delta\sigma_a$ の数値は基本ケースと変えていないのである。」(一審原告ら控訴答弁書第6の2・31ページ)などと主張する。

(2) 一審原告らの主張には理由がないこと

しかし、一審被告が、一審被告控訴理由書第4の3(1)(83及び84ページ)において、「参加人は、本件申請において、推本レシピに従って各震源特性パラメータを設定し、基本ケースを設定した上で、不確かさケースとして、『短周期の地震動レベル』を1.5倍することとしたのである。これにより、アスペリティの応力降下量 $\Delta\sigma_a$ を1.5倍(結果として、これに比例する短周期レベルAの値も1.5倍)するのと同じ効果となるような地震動の計算を行ったものである(丙第4号証・添付資料六・6-5-10及び6-5-36ページ)」と主張し、また、同主張に関し、一審被告控訴理由書84ページの注釈23において、「正確には、アスペリティの応力降下量 $\Delta\sigma_a$ (及びこれに比例する短周期レベルA)の値を1.5倍するものではなく、短周期領域のフーリエスペクトルの比が基本ケースの1.5倍となるように設定したというものであるが、平成26年5月16日の第113回審査会合において参加人担当者が説明しているとおり、結果としてはアスペリティの応力降下量の値(及びこれに比例する短周期レベルAの値)を1.5倍するのと同じ効果となるような計算を行ったものである」と補足していることから明らかなどおり、一審被告の前記(1)の主張は、「短周期の地震動レベル」と「短周期レベルA」が同義でないことを前提に(一審被告控訴理由書第4の3(1)・83ページ参照)、本件申請において、「不確かさ」の考慮として短周期の地震動レベルを1.5倍した場合の地震動評価が行われているのは、アスペリティの応力降下量 $\Delta\sigma_a$ を1.5倍(結果として、これに比例する短周期レベルAの値も1.5倍)するのと同様である旨を述べたにすぎず、一審原告らの前記(1)の主張に

理由がないことは明らかである。

なお、一審原告らは、「控訴人（引用者注：一審被告）はその主張の根拠として丙4号証を挙げているが、その指定頁（引用者注：丙第4号証資料六・6-5-10及び6-5-36ページ）にはそのような記述は存在しない」（一審原告ら控訴答弁書第6の2・31ページ）とも述べるが、上記丙第4号証資料六・6-5-10ページの「短周期の地震動レベルの不確かさの考慮においては、短周期領域のフーリエスペクトル^{*1}の比が基本ケースの1.5倍となるように設定した。」との記載、及び同6-5-36ページの「短周期の地震動レベル」の項における「2007年新潟県中越沖地震の知見を踏まえて、短周期領域のフーリエスペクトルの比が基本ケースの1.5倍となるように設定する。」との記載が、一審被告の前記主張を根拠づけるものであり、一審原告らの上記指摘も明らかに誤っている。

4 近藤駿介氏が作成した資料（甲第222号証）は、原告適格を論じる上で根拠とならないこと

(1) はじめに

一審原告らは、前原子力委員会委員長の近藤駿介氏（以下「近藤委員長」という。）が作成した資料（甲第222号証。以下「本件資料」という。）及び本件資料を参酌した福井地方裁判所平成26年5月21日判決（判例時報2228号72ページ）を根拠に、全ての一審原告との関係で原告適格が認められると主張するようである（一審原告ら控訴答弁書第7の2(5)・34及び35ページ）。

しかしながら、本件資料が作成された目的及びその内容からすれば、本件資

*1 地震波にはさまざまな周期の波が含まれているところ、地震波をさまざまな周期の振動の集まりととらえ、周期ごとの地震波の強さに分解し表したものをフーリエスペクトルという。

料は原告適格を論じる上で根拠となるものではなく、本件資料及びこれを参酌した福井地裁平成26年5月21日判決を根拠とする一審原告らの主張には理由がない。以下、詳述する。

(2) 本件資料は、原告適格を論ずる上で根拠とならないこと

ア もんじゅ最高裁判決が指摘する「重大な原子炉事故」の意義について

原審被告第32準備書面第1の2(1)(5ないし7ページ)でも述べたとおり、もんじゅ最高裁判決は、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号及び4号に相当する。以下同じ。)の解釈により、重大な原子炉事故等をもたらす災害により「その生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受ける」ことが想定される範囲の住民について、原子炉等設置許可処分により自己の法律上保護された利益を侵害されるおそれがある者として、原告適格を認めている。

そして、このような原告適格を肯定し得る周辺住民の範囲については、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号の規定を根拠として原告適格を認める以上、同規定の合理的解釈から導かれるべきであり、同規定に基づく当該原子炉の基本設計についての安全審査(平常時に当該原子炉から空气中又は水中に排出される放射性物質の周辺環境、特に人体に対する影響とその評価、当該原子炉の事故防止対策ないし事故対策の審査)が、どの範囲の周辺地域・住民を対象として行われることが予定されているかという観点から検討されるべきである(高橋利文・最高裁判所判例解説〔民事篇〕平成4年度349, 350ページ参照)。

ところで、もんじゅ最高裁判決は、上記安全審査に過誤、欠落があった場合に起こり得る「重大な原子炉事故」の内容・程度をどのようなものと考えべきかについて明示的な判断を示していないが、原子炉等の設置許可処分の安全審査に当たっては、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号

(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号に基づき、当該原子炉の基本設計に係る事項がその審査の対象とされるのであるから、上記安全審査に過誤、欠落があった場合に起こり得る「重大な原子炉事故」の内容・程度も、当該原子炉の基本設計で設定された種類、構造及び規模等を踏まえ、基本設計に係る事項の安全審査に過誤、欠落があった場合に通常起こり得ることが想定される内容・程度の事故を意味するものと考えられる。

そして、原子炉施設の安全性に関する審査は、当該原子炉施設そのものの工学的安全性や事故時における周辺地域への影響等を、自然的条件、社会的条件及び当該原子炉設置者の技術的能力との関連において、多角的、総合的な見地から検討するものであり、しかも、審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、その審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものである。それゆえに、平成24年改正前原子炉等規制法は、それを各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会等の科学的・専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う処分行政庁の合理的な判断に委ねている(伊方最高裁判決・民集46巻7号1182ページ参照)。そうすると、基本設計に係る事項の安全審査に過誤、欠落があった場合に起こり得る「重大な原子炉事故」とは、以上のような原子炉等に関する専門的、技術的知見を有する者の通念からみて起こり得ると考えられる内容・程度のものをいうと解すべきであって、そのような専門家集団の通念に照らして合理的に判断するのが相当であり、単なる抽象的な可能性があるにすぎない最大規模の事故といったものまでが含まれるとは解し難い。

イ 本件資料は「相当想定をしにくい」最悪の事態をあえて想定したもので、想定された事象は本件各原子炉では発生することがおよそ考え難いため、本件各原子炉に起こり得る「重大な原子炉事故」を考えるに当たり、本件資料が仮定している事象を根拠にすべきではないこと

本件資料は、福島第一発電所事故を受け、政府の危機管理の在り方として、現実に起こり得る事態かどうかにかかわらず、最悪の事態を念頭において対応策を検討するために、「相当想定をしにくい」最悪の事態をあえて想定して、当該事態に至るプロセスを解析し、「万々が一」にそのような最悪の事態が生じた場合であっても万全の対策を講ずることなどを目的として、当時の菅直人内閣総理大臣の指示に基づき、平成23年3月25日付で近藤委員長が作成したものである（乙第274号証）。

そして、本件資料では、上記の目的に沿って、福島第一発電所事故における新たな事象であり、かつ、最悪の事態として、作業員が事故の発生した原子炉や使用済燃料プールへ接近することができない状況に陥り、注水がおよそ不可能となって原子炉及び使用済燃料プールの冷却ができなくなり、1号機ないし4号機からの放射性物質の外部放出事故が連鎖的に発生するという最悪のシナリオを設定している（甲第222号証11ページ）。

換言すると、本件資料では、福島第一発電所事故に対して何らの対応、対策も執らない場合に発生する事故を想定しているものであるが、本件資料が作成された平成23年3月25日の時点では、福島第一発電所においてすら本件資料が想定するような事象が連鎖的に生ずる可能性は低い状態となっていた（乙第275号証（政府事故調・中間報告（本文編））165ないし241ページ）。

以上のとおり、上記のような事故状況が発生していた福島第一発電所においてすら、本件資料が想定するような連鎖的な事象が生ずる可能性は現実には乏しい状況にあったところ、本件各原子炉施設においても、そこで事故が生じた場合に作業員が何らの対応、対策も執らないということもあり得ないことからすると、本件資料で想定しているような連鎖的な事象が生じる可能性は極めて乏しい。

このように、本件資料は、政府の危機管理に万全を期すという観点から、

福島第一発電所事故が発生した後の間もない時点において、「相当想定をしにくい」最悪の事態をあえて想定した上でその対応を検討しておくために作成されたものであって、それが想定する連鎖的事象は、本件発電所の本件各原子炉では発生することがおよそ考え難いものであるから、本件各原子炉に起こり得る「重大な原子炉事故」を考えるに当たり本件資料が仮定している事象を根拠にすべきではない。

(3) 小括

以上のとおり、本件資料は、本件における原告適格を論ずる上で根拠となるものではない。

また、一審原告らは、本件資料を参酌し、原子力発電所から250キロメートル圏内に居住する者に、当該原子力発電所の運転によって直接的に人格権が侵害される具体的な危険があることを認めた前掲福井地裁平成26年5月21日判決を引用するが、前記のとおり、本件資料は、「相当想定をしにくい」最悪の事態をあえて想定して作成されたものであり、原子力発電所の運転によって人格権侵害の具体的な危険が生じる範囲を判断するための根拠となるものではない。そのため、本件資料を参酌して、人格権侵害の具体的な危険性が生じる範囲を判断した同判決は誤りというほかない。

したがって、本件資料及び前掲福井地裁平成26年5月21日判決を根拠とする一審原告らの前記(1)の主張には理由がない。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 大阪高等裁判所令和3年(行コ)第4号
 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件
 控訴人兼被控訴人(一審被告) 国
 被控訴人(一審原告) X 1 ほか
 控訴人(一審原告) X 5 1 ほか
 参加人 関西電力株式会社

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
数字				
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号)	原審第4準備書面	21	
3号要件	その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号)	原審第4準備書面	22	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)	原判決	5	
7月27日規制委員会資料	平成28年7月27日原子力規制委員会資料「大飯発電所の地震動に係る試算の過程等について」	原審第15準備書面	11	
51条等	設置許可基準規則51条及び技術的能力審査基準1. 8項の総称	原判決	163	
55条等	設置許可基準規則55条及び技術的能力審査基準1. 12項の総称	原判決	176	
英字				
(a)ルート	「壇ほか式」(レシピ(12)式)とレシピ(13)式を用いてアスペリティ面積比を求める手順であり、 M_0 からスタートし、加速度震源スペクトル短周期レベルA、(13)式を経て、アスペリティの総面積 S_a へと至る実線矢印のルート	原審第19準備書面	33	
(b)ルート	地震モーメントの増大に伴ってアスペリティ面積比が増大となる場合に、地震モーメント M_0 や短周期レベルAに基づきアスペリティ面積比等を求めるのではなく、「長大な断層」と付記された破線の矢印のとおり、アスペリティ面積比を約0. 22の固定値に設定するルート	原審第19準備書面	33	

IAEA	国際原子力機関	原審第30準備書面	19	
IAEA・SSG-21	IAEA Safety Standards“Volcanic Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations” (No.SSG-21)	原審第30準備書面	13	
ICRP	国際放射線防護委員会	原判決	13	
ICRP2007勧告	ICRPの平成19年(2007年)の勧告	原判決	70	甲35, 乙32, 34, 218から220
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構(Japan Nuclear Energy Safety Organization)	原審第30準備書面	21	
Lsub	震源断層の長さ	原判決	18	
PAZ	放射線被ばくにより重篤な確定的影響を回避する区域	原審第32準備書面	13	
PRA	確率論的リスク評価	原審第17準備書面	24	
Somerville規範	「Somerville et al.(1999)」において示されたトリミングの規範	原審第16準備書面	41	
SRCMOD	Finite-Source Rupture Model Database	原審第19準備書面	43	乙86
S波速度	せん断波速度	原審第24準備書面	25	
UPZ	確定的影響のリスクを合理的な範囲で最小限に抑える区域	原審第32準備書面	13	
あ				
安全審査指針類	第4準備書面別紙3に列記する原子力安全委員会(その前身としての原子力委員会を含む。)が策定してきた各指針	原審第4準備書面	29	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	13	乙4
安全評価上の設定時間	設置許可申請書添付書類第八の仕様及び添付書類十における運転時の異常な過渡変化及び事故の評価で設定した時間(「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」における「適切な値をとるような速度」についての解説部分より)	原審答弁書	23	乙3
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	19	乙20
安全余裕検討部会	制御棒挿入に係る安全余裕検討部会	原審第1準備書面	34	
い				
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1174ページ)	原審第1準備書面	10	
一番原告ら控訴答弁書	一番原告らの令和3年6月3日付け控訴答弁書	控訴審第2準備書面	4	

一審被告	控訴人兼被控訴人国	控訴審第1準備書面	6	
一審被告控訴理由書	一審被告の令和3年2月5日付け控訴理由書	控訴審第1準備書面	6	
入倉ほか(1993)	入倉孝次郎ほか「地震断層のすべり変位量の空間分布の検討」	原審第18準備書面	9	甲151
入倉ほか(2017)	入倉らが執筆した論文である「Applicability of source scaling relations for crustal earthquakes to estimation of the ground motions of the 2016 Kumamoto earthquake (2016年熊本地震の地震動の推定に対する内陸地殻内地震の震源スケーリング則の適用可能性)」	原判決	35	
入倉ほか(2014)	入倉ほか執筆した論文である「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討」	原判決	20	
入倉・三宅(2001)	入倉孝次郎氏及び三宅弘恵氏が執筆した論文である「シナリオ地震の強震動予測」	原判決	17	
入倉・三宅式	$M_0 = 7.5 \times 10^{18}$ 以上 1.8×10^{20} (Mw7.4相当)以下の地震の経験式 $M_0 = (S/4.24 \times 10^{11})^2 \times 10^{-7}$	原判決	237	
入倉	入倉孝次郎京都大学防災研究所教授(当時)	原判決	7	
入倉氏	入倉孝次郎京都大学名誉教授	控訴審第1準備書面	7	
う				
ウェルズほか(1994)	WellsとCoppersmithが執筆した論文である「New empirical relationships among magnitude,rupture length,rupture width,rupture area,and surface displacement」	原判決	85	
訴え変更申立書	原告らの平成25年9月19日付け訴えの変更申立書	原審第3準備書面	4	
訴えの変更申立書2	原告らの平成29年9月21日付け訴えの変更申立書	平成29年12月25日付け訴えの変更申立てに対する答弁書(原審)	5	
え				
F-6破砕帯	旧F-6破砕帯と新F-6破砕帯を区別しないときは単に「F-6破砕帯」という	原判決	52	
お				
大飯破砕帯有識者会合	原子力規制委員会における大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合	原判決	53	
大飯発電所3号炉	関西電力大飯発電所3号原子炉	原審答弁書	4	
大飯発電所4号炉	関西電力大飯発電所4号原子炉	原審答弁書	4	

小田急大法廷判決	最高裁判所平成17年12月7日大法廷判決 (民集59巻10号2645ページ)	原審第2準備書面	9	
か				
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則17条の施行後の核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原審第1準備書面	24	第4準備書面で基本用語を変更
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法附則18条による改正法施行後の核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ※なお, 平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には, 単に「原子炉等規制法」という。	原審第4準備書面	5	第1準備書面から基本用語を変更
解釈別記2	設置許可基準規則の解釈別記2	一審被告控訴理由書	10	
解析値	解析によって求められた値	原審第21準備書面	46	
各基準検討チーム	原子炉施設等基準検討チームと地震等基準検討チームを併せた名称	原判決	5	
火山ガイド	原子力発電所の火山影響評価ガイド	原審第30準備書面	4	乙179
片岡ほか式	片岡正次郎氏らが執筆した論文である「短周期レベルをパラメータとした地震動強さの距離減衰式」	原判決	25	
神奈川県以遠に居住する原告ら	原告 X60 , 原告 X51 , 原告 X62 , 原告 X71 の総称	原判決	73	
釜江氏	釜江克宏京都大学複合原子力科学研究所特任教授	控訴審第1準備書面	7	
釜江意見書(地震モーメント)	京都大学名誉教授である釜江克宏氏(地震工学)の令和元年7月22日付け意見書(地震モーメント)	原審第31準備書面	3	乙208
釜江意見書(短周期レベル)	京都大学名誉教授である釜江克宏氏(地震工学)の令和元年7月22日付け意見書(短周期レベル)	原審第31準備書面	3	乙209
川瀬委員	川瀬博委員(原子力安全基準・指針専門部会の地震等検討小委員会の委員)	原判決	41	
川瀬氏	川瀬博京都大学防災研究所特任教授	控訴審第1準備書面	7	
川瀬氏報告書	川瀬氏が作成した「経験式と地震動評価のばらつきに関する報告書」	原審第33準備書面	38	乙235
関西電力	関西電力株式会社	原審答弁書	4	
き				
菊地ほか(1999)	菊地正幸ほか「1948年福井地震の震源パラメーター」	原審第20準備書面	23	乙97
菊地ほか(2003)	Kikuchi et al.(2003)	原審第19準備書面	43	乙91

技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	原判決	6	
技術基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号原子力規制委員会決定)	原審第5準備書面	8	Z46
技術基準適合命令	経済産業大臣が、電気事業法40条に基づき、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときにする、事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限等の命令	原審答弁書	10	
技術的能力審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会決定)	原判決	211	Z59
基準地震動	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則4条3項に規定する基準地震動	原審第5準備書面	13	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	原審第5準備書面	16	
基準津波	設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	原審第5準備書面	28	
規則解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	控訴審第1準備書面	11	Z272
基本ケース	地震動審査ガイド I. 3. 3. 3に沿った地震動評価上の不確かさが一部考慮されていない段階の断層モデル	原審第33準備書面	44	
基本震源モデル	同上 (なお、原審第33準備書面44ページでは、「基本震源モデル」あるいは「基本ケース」と述べている。)	原審第9準備書面	11	
旧F-6破砕帯	昭和60年の本件各原子炉の設置変更許可申請時に推定されていたF-6破砕帯	原判決	51	
旧許可処分	発電用原子炉設置(変更)許可処分	原審第32準備書面	37	
九州電力	九州電力株式会社	原判決	16	
旧耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について(昭和56年7月原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	14	
行訴法	行政事件訴訟法	原審答弁書	4	
け				
原告ら準備書面(1)	原告らの平成24年10月16日付け準備書面(1)	原審第1準備書面	5	
原告ら準備書面(2)	原告らの平成24年12月25日付け準備書面(2)	原審第2準備書面	4	

原告ら準備書面(5)	原告らの平成26年3月5日付け準備書面(5)	原審第9準備書面	6	
原告ら準備書面(6)	原告らの平成26年6月3日付け準備書面(6)	原審第6準備書面	4	
原告ら準備書面(7)	原告らの平成26年9月9日付け準備書面(7)	原審第7準備書面	5	
原告ら準備書面(8)	原告らの平成26年12月10日付け準備書面(8)	原審第9準備書面	6	
原告ら準備書面(9)	原告らの平成27年3月12日付け準備書面(9)	原審第10準備書面	6	
原告ら準備書面(10)	原告らの平成27年6月17日付け準備書面(10)	原審第10準備書面	6	
原告ら準備書面(11)	原告らの平成27年6月23日付け準備書面(11)	原審第10準備書面	6	
原告ら準備書面(12)	原告らの平成27年9月11日付け準備書面(12)	原審第11準備書面	5	
原告ら準備書面(13)	原告らの平成27年12月14日付け準備書面(13)	原審第12準備書面	5	
原告ら準備書面(14)	原告らの平成28年3月17日付け準備書面(14)	原審第13準備書面	5	
原告ら準備書面(15)	原告らの平成28年6月10日付け準備書面(15)	原審第14準備書面	5	
原告ら準備書面(16)	原告らの平成28年9月9日付け準備書面(16)	原審第15準備書面	5	
原告ら準備書面(17)	原告らの平成28年9月20日付け準備書面(17)	原審第15準備書面	5	
原告ら準備書面(18)	原告らの平成28年12月16日付け準備書面(18)	原審第16準備書面	8	
原告ら準備書面(19)	原告らの平成29年3月17日付け準備書面(19)	原審第17準備書面	7	
原告ら準備書面(20)	原告らの平成29年7月3日付け準備書面(20)	原審第18準備書面	6	
原告ら準備書面(21)	原告らの平成29年9月21日付け準備書面(21)	原審第20準備書面	7	
原告ら準備書面(22)	原告らの平成29年12月18日付け準備書面(22)	原審第20準備書面	7	
原告ら準備書面(23)	原告らの平成30年3月12日付け準備書面(23)	原審第21準備書面	10	
原告ら準備書面(24)	原告らの平成30年6月11日付け準備書面(24)	原審第28準備書面	5	
原告ら準備書面(27)	原告らの平成30年12月4日付け準備書面(27)	原審第30準備書面	4	
原告ら準備書面(29)	原告らの平成31年3月18日付け準備書面(29)	原審第28準備書面	17	
原告ら準備書面(30)	原告らの令和元年6月18日付け準備書面(30)	原審第30準備書面	4	
原告ら準備書面(32)	原告らの令和元年6月18日付け準備書面(32)	原審第33準備書面	6	
原告ら準備書面(34)	原告らの令和元年9月20日付け準備書面(34)	原審第31準備書面	3	
原災指針	原子力災害対策指針	原審第32準備書面	12	
原災法	原子力災害対策特別措置法	原審第32準備書面	12	
現状評価会合	大飯発電所3, 4号機の現状に関する評価会合	原審第3準備書面	6	
現状評価書	平成25年7月3日付け「関西電力(株)大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書」	原審第3準備書面	6	Z35
原子力規制委員会等	原子力規制委員会及び経済産業大臣	原審第1準備書面	5	

原子力災害対策重点区域	住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域	原審第2準備書面	18	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	原審第4準備書面	18	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	原審第4準備書面	5	
原子炉格納容器の破損等	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷	原審第17準備書面	33	
原子炉施設等基準検討チーム	原子炉設置許可の基準を検討するための発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム(発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームと改称)	原判決	5	
原子炉制御系統	原子炉の通常運転時に反応度を調整する機器及び設備	原審第5準備書面	34	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	原審第4準備書面	20	
原子炉停止系統	原子炉の通常運転状態を超えるような異常な事態において原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために原子炉を停止する機能を有する機器及び設備	原審第5準備書面	34	
原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原審答弁書	4	第3準備書面で略称を変更
検討用地震	内陸地殻内地震(陸のプレートの上部地殻地震発生層に生ずる地震をいい、海岸のやや沖合で起こるものを含む。)、プレート間地震(相接する二つのプレートの境界面で発生する地震)及び海洋プレート内地震(沈み込む(沈み込んだ)海洋プレート内部で発生する地震)について、敷地に大きな影響を与えると予想される地震	原判決	206	
こ				
広域地下構造調査(概査)	地震発生層を含む地震基盤から解放基盤までを対象とした地下構造調査	原審第23準備書面	50	
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以降の規制	原審答弁書	7	
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会・国会事故調報告書	原審第3準備書面	21	
小山氏	原告小山英之氏	原審第34準備書面	18	
小山氏陳述書	小山氏作成の「大飯3・4号炉基準地震動の過小評価」と題する陳述書	原審第34準備書面	18	甲221
近藤委員長	前原子力委員会委員長の近藤駿介氏	控訴審第2準備書面	12	
さ				
サイト	原子力施設サイト(敷地)	原審第30準備書面	20	

佐賀地裁決定	玄海原子力発電所3・4号機再稼働差止仮処分申立事件に係る佐賀地方裁判所平成29年6月13日決定	原審第21準備書面	37	Z108
佐藤(2010)	佐藤智美氏による「逆断層と横ずれ断層の違いを考慮した日本の地殻内地震の短周期レベルのスケーリング則」	原審第21準備書面	30	Z104
佐藤・堤(2012)	佐藤智美氏及び堤英明氏による「2011年福島県浜通り付近の正断層の地震の短周期レベルと伝播経路・地盤増幅特性」	原審第21準備書面	30	Z105
サマビルほか式	$M_0 = 7.5 \times 10^{18}$ (Mw6.5相当)未満の地震の経験式 $M_0 = (S / 2.23 \times 10^{15})^{3/2} \times 10^{-7}$	原判決	237	
サマビルほか(1999)	Paul Somervilleほかが執筆した論文である「Characterizing crustal earthquake slip models for the prediction of strong ground motion」	原判決	30	
参加人	控訴人参加人	一審被告控訴理由書	9	
参加人準備書面(1)	参加人の平成30年6月6日付け準備書面(1)	原審第24準備書面	29	
三連動	FO-A断層, FO-B断層及び熊川断層の三連動	原審第33準備書面	56	
し				
敷地近傍地下構造調査(精査)	地震基盤から表層までを対象とした地下構造調査	原審第23準備書面	50	
重松氏	重松紀生産業技術総合研究所主任研究員	原審第34準備書面	16	
四国電力	四国電力株式会社	原審第21準備書面	14	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	原審第5準備書面	6	
地震等基準検討チーム	原子力規制委員会が定めるべき基準を検討するための発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	原判決	5	
地震等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会	原審第24準備書面	9	Z117
地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306192号原子力規制委員会決定)	原判決	224	Z52
実用炉設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則	原審第4準備書面	30	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)	原審第4準備書面	20	

地盤審査ガイド	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド	原判決	217	
島崎	島崎邦彦氏	原判決	20	
島崎証言	名古屋高等裁判所金沢支部に係属する事件での島崎氏の証言内容	原審第19準備書面	10	甲168
島崎提言	島崎氏が執筆した論文である「最大クラスではない日本海『最大クラス』の津波一過ちを糾さないままでは『想定外』の災害が再生産される」における島崎氏の提言	原判決	20	
島崎発表	日本地球惑星科学連合の2015年大会において行った発表である「活断層の長さから推定する地震モーメント」、その後、島崎は、日本地震学会の2015年度秋季大会や日本活断層学会の同年度秋季学術大会においても同趣旨の発表をした、これらの島崎氏の発表	原判決	20	
島崎発表等	島崎発表及び島崎提言の総称	原判決	33	
重大事故	発電用原子炉の炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	原判決	197	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	原審第5準備書面	7	
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	原審第5準備書面	6	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	原審第5準備書面	6	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	原審第5準備書面	6	
常設重大事故緩和設備	重大事故緩和設備のうち常設のもの	原審第23準備書面	11	
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	原審第23準備書面	10	
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	原審第23準備書面	10	

使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23が規定する、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるときに、原子力規制委員会が、原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずる処分	原審第1準備書面	26	
省令62号	発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	原審答弁書	7	
省令62号の解釈	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について	原審第3準備書面	19	甲56
新F-6破砕帯	原子力規制委員会において認定された旧F-6破砕帯とは異なる位置を通過する新たな破砕帯	原判決	52	
新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等(同規則の解釈やガイドも含む)	原判決	6	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	原審第4準備書面	28	
震源モデル	検討用地震ごとに適切な手法を用いて震源特性パラメータを設定したモデル	一審被告控訴理由書	10	
震源断層モデル	検討用地震ごとに適切な手法を用いて震源特性パラメータを設定したモデル	一審被告控訴理由書	10	
審査書案	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)(平成29年2月22日原子力規制委員会)	原審第17準備書面	7	甲164
新耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	10	乙2。答弁書から略称を変更。
新変更許可処分	発電用原子炉設置(変更)許可処分がされた後に、新たにされた設置変更許可処分	原審第32準備書面	37	
す				
推本	地震調査研究推進本部	原判決	6	
推本長期評価手法報告書	推本による『「活断層の長期評価手法」報告書(暫定版)』(平成22年11月)	原審第23準備書面	23	乙115
推本レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法	原判決	7	
せ				
制御棒挿入時間	制御棒の挿入のために施設における安全機能が損なわれないというために、制御棒の挿入に要する時間	原判決	48	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成29年原子力規制委員会規則第13号による改正前のもの)	原判決	4	

設置許可基準規則51条等	設置許可基準規則51条及び技術的能力審査基準Ⅱ1.8項	原審第28準備書面	14	
設置許可基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定)	原審第5準備書面	7	Z44・113
設置法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)	原判決	5	
そ				
訴訟要件①	処分権限	原審答弁書	5	
訴訟要件③	i 損害の重大性, ii 補充性	原審答弁書	5	
訴訟要件④	原告適格	原審答弁書	5	
た				
第2ステージ	$M_0(\text{地震モーメント}) > 7.5E+18Nm$	原審第21準備書面	44	
耐震安全性評価に対する見解	「耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社 美浜発電所1号機, 高浜発電所3, 4号機, 大飯発電所3号機, 4号機 耐震安全性に係る評価について(基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)」に対する見解	原審第1準備書面	30	Z23
耐震重要施設	設計基準対象施設のうち, 地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	原審第23準備書面	9	
耐震設計工認審査ガイド	耐震設計に係る工認審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306195号原子力規制委員会決定)	原審第5準備書面	8	Z47
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	原審答弁書	20	第1準備書面で略称を変更
武村(1998)	武村雅之氏が執筆した論文である「日本列島における地殻内地震のスケーリング則—地震断層の影響および地震被害との関連—」	原判決	18	
武村式	断層面積 $S(km^2)$ と地震モーメント M_0 (dyne·cm)の関係式 $\log S = 1/2 \log M_0 - 10.71$ ($M_0 \geq 7.5 \times 10^{25}$ dyne·cm)	原判決	19	
武村式+片岡ほか式手法	原告らが主張する「壇ほか式」を「片岡ほか式」に置き換えた手法	原審第21準備書面	33	
田島ほか(2013)	田島礼子氏ほかによる「内陸地殻内および沈み込みプレート境界で発生する巨大地震の震源パラメータに関するスケーリング則の比較研究」	原審第21準備書面	30	Z106
短周期レベル	強震動予測に直接影響を与える短周期領域における加速度震源スペクトルのレベル	原判決	239	

壇ほか(2001)	壇一男氏, 渡辺基史氏, 佐藤俊明氏及び石井透氏が執筆した論文である「断層の非一様すべり破壊モデルから算定される短周期レベルと半経験的波形合成法による強震動予測のための震源断層モデル化」	原判決	22	
壇ほか式	活断層で発生する地震については, 最新活動の地震による短周期レベルの想定が現時点では不可能である一方で, 想定する地震の震源域に限定しなければ, 最近の地震の解析結果より短周期レベル $A(N \cdot m/s^2)$ と地震モーメント $M_0(N \cdot m)$ との経験的關係が求められるため, その短周期レベルを算出する式 $A=2.46 \times 10^{10} \times (M_0 \times 10^7)^{1/3}$	原判決	239	
ち				
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定)	原判決	212	甲60, 乙45
つ				
津波ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306193号原子力規制委員会決定)	原審第26準備書面	23	乙148
て				
手引き改訂案	発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き(改訂案)	原審第33準備書面	28	
と				
東京高裁平成17年判決	東京高等裁判所平成17年11月22日判決	原審第32準備書面	38	
東京電力	東京電力株式会社	原審第16準備書面	28	
な				
中田教授	中田節也東京大学地震研究所火山噴火予知研究センター教授(当時)	原審第30準備書面	21	
ね				
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	原審第4準備書面	25	
は				
背景領域	震源断層内のアスペリティを除いた領域	一審被告控訴理由書	56	
破砕帯評価書	平成26年2月12付け「関西電力株式会社大飯発電所の敷地内破砕帯の評価について」	原判決	54	
破砕部	台場浜トレンチの破砕帯(本件設置変更許可処分の審査書の表記に合わせるもの)	原審第29準備書面	16	
発電用原子炉施設	発電用原子炉及びその附属施設	原判決	198	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	原審第4準備書面	6	
ばらつき報告書	川瀬委員作成の「経験式と地震動評価のばらつきに関する報告書」と題する書面	原判決	126	乙235

阪南市等に居住する原告ら	原告 X105 , 原告 X122 , 原告 X123 , 原告 X125 の総称	原判決	73	
ひ				
ピア・レビュー会合評価書案	大飯発電所の敷地内破砕帯に関する評価書案	原審第31準備書面	10	Z212
評価書案	関西電力株式会社 大飯発電所の敷地内破砕帯の評価について(案)	原審第3準備書面	32	Z39
ふ				
福井地裁平成27年仮処分決定	福井地方裁判所平成27年4月14日決定	原審第20準備書面	15	甲138
福島第一原発事故	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故	原判決	4	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	原審第4準備書面	13	
へ				
平成17年5号内規	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について(平成17年12月15日原院発第5号)	原審第1準備書面	18	Z19
平成18年耐震指針	平成18年改正後の耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	原審第24準備書面	9	甲2 Z2
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原審第3準備書面	8	答弁書から略称を変更
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	原審第4準備書面	29	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	原審第4準備書面	29	
ほ				
法	核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(平成29年法律第15号による改正前のもの)	原判決	4	
本件会合	原子炉施設等基準検討チーム第23回会合	原審第31準備書面	3	
本件各原子炉	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉	原判決	4	
本件各原子炉施設	本件各原子炉及びその附属施設	原判決	11	
本件シミュレーション	原子力規制庁が平成24年12月に公表した, 原子力発電所の事故時における放射性物質拡散シミュレーション	原判決	13	
本件処分	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉の設置変更許可	原判決	4	
本件資料	前原子力委員会委員長の近藤駿介氏が作成した資料	控訴審第2準備書面	12	甲第222号

本件申請	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉の設置変更許可の申請	原判決	4	
本件審査	本件申請に係る設置許可基準規則等への適合性審査	原判決	42	
本件発電所	大飯発電所	原判決	8	
本件ばらつき条項	地震動審査ガイドのI.3.2.3(2)	原判決	40	
み				
宮腰ほか(2015)	宮腰研氏らが執筆した論文である「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケールリング則の再検討」	原判決	18	Z61
宮腰ほか(2015)正誤表	宮腰ほか(2015)(Z61)の表6の一部についての正誤表	原審第18準備書面	12	Z85
も				
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571ページ)	原審第3準備書面	8	
や				
山形調整官	山形浩史・重大事故対策基準統括調整官(当時)	原審第28準備書面	9	
山崎教授	山崎晴雄首都大学東京大学院教授(当時)	原審第30準備書面	21	
ゆ				
有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(平成25年6月19日原規技発第13061915号原子力規制委)	原審第17準備書面	27	Z80
よ				
要対応技術情報	何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見に関する情報	原審第30準備書面	23	
吉岡氏	吉岡産業技術総合研究所活断層評価研究チーム長(当時)	原審第31準備書面	10	
れ				
レシピ解説書	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)の解説	原審第27準備書面	8	Z155
ろ				
炉心	発電用原子炉の炉心	原判決	198	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	原審第5準備書面	5	
わ				
渡辺氏	渡辺東洋大学教授	原審第31準備書面	10	